

# とくしま安<sup>2</sup>農産物（安<sup>2</sup>GAP）認証制度実施要領

## （目的）

第1条 この要領は、とくしま安<sup>2</sup>農産物（安<sup>2</sup>GAP）認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、認証制度の実施にあたって、必要な事項を定める。

## （申請の区分）

第2条 要綱第6条第2項に規定する申請の区分は、個人及び団体とする。

## （申請の要件）

第3条 要綱第6条の規定により生産・品質管理体制の認定の申請を行うことができる生産者は、徳島県内で要綱第5条に規定する適正管理規準が設定されている農産物を1品目1作あたり1アール以上生産している生産者とする。

2 団体申請及び特別栽培農産物の申請については、確認責任者の配置を要件とする。

## （認定の区分及び要件）

第4条 要綱第6条第3項に規定する認定の区分及び要件は、次のとおりとする。

- ・基本認定とは、適正管理規準のうち、原則として必須項目を全て適合することを要件とする。
- ・優秀認定とは、適正管理規準のうち、原則として必須項目及び重要項目を全て適合することを要件とする。

## （認定の申請）

第5条 要綱第6条の規定により生産・品質管理体制の認定を受けようとする生産者は、品目ごとに、原則として栽培を開始する前に申請書を知事に提出するものとする。

2 申請書は、様式第1号によるものとして、次の書類を添付するものとする。

- ・生産・品質管理体制（様式第2号）
- ・生産計画の概要（様式第3号）
- ・確約書（様式第4号）
- ・適正管理規準 点検・評価シート（申請及び認定区分に応じたシートを添付する）

## （特別栽培農産物の申請）

第6条 要綱第7条の規定により特別栽培農産物認定の申請を希望する生産者は、第5条の申請書に加えて、次の書類を提出するものとする。

- ・施肥・土づくり等に使用する資材計画（特裁様式第1号）
- ・病害虫・雑草防除等に使用する資材計画（特裁様式第2号）
- ・特別栽培農産物ガイドラインによる表示（特裁様式第3号）
- ・適正管理規準 点検・評価シート（特別栽培農産物）

2 前項の申請の対象となる品目は、「徳島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」が策定された農作物とする。

(申請書の受付)

第7条 原則として年4回に分けて受付を行う。

2 生産者は申請する品目の栽培開始月を含む各受付期間の末日までに、総合県民局、東部農林水産局又は農林水産総合技術支援センター高度技術支援課(以下「各担当」という。)に指導を受けた後、各担当を経由して知事に提出するものとする。

(申請書の受理)

第8条 知事は第5条、第6条及び第7条の規定により提出された書類を確認して、受理を行うものとする。

(現地検査)

第9条 知事は前条の申請書の受理後、要綱第8条に規定する現地検査を行うものとし、現地検査を行う者(以下「検査員」という。)が、点検・評価シートの内容を適切に確認できる時期に、当該生産地等において、適正管理規準の適合を検査するものとする。

2 検査員は、現地検査を終了したときは、現地検査の結果について、速やかにとりまとめ、知事と生産者に報告書を提出するものとする。

3 適正管理規準に適合していない項目があった場合、生産者は改善に係る行動計画を記載した点検・評価シート(以下「改善報告」という。)を各担当に指導を受けた後、各担当を経由して知事に提出するものとする。

4 検査員は、農業生産又は農業生産に関する指導、調査もしくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者とする。

また、農業及び農業生産の関係業務に3年以上従事した者で、検査員の補助を務める者(以下「検査補助員」という。)を3回以上経験し、別途定める研修を受講した者についても検査員とすることができる。

(審査会の開催)

第10条 知事は、現地検査の報告書の提出に基づき、認定の可否を判定するための審査会を設置し、次の時期に開催するものとする(〔〕内は直近の受付期間とする。)

(1) 5月〔12月～2月〕

(2) 8月〔3月～5月〕

(3) 11月〔6月～8月〕

(4) 2月〔9月～11月〕

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要と認めた場合、審査会を開催することができる。

(審査会の構成と判定)

第11条 審査会は、農業生産又は農業生産に関する指導、調査もしくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者及び消費者代表、学識経験者等で構成するものとする。

ただし、第9条第4項に規定する検査員及び検査補助員と同一の者とすることはできないものとする。

2 審査会は、現地検査の結果と生産者からの改善報告を考慮し、必要に応じてさらに生産者から資料等を求め、申請のあった生産・品質管理体制の認定の可否を判断する。

3 知事は、審査会の議事録を作成し、3年間保存するものとする。

(認定・登録)

第12条 知事は、第11条第2項の規定により、審査会が生産・品質管理体制を認定し

た場合、認定番号、認定区分、認定日、生産（組織）者の名称、市町村名、品目、生産・品質管理体制の内容を登録する。

ただし、同一生産者が複数の品目を認定申請した場合、その登録番号は枝番で登録するものとする。

2 前項の登録をした場合、知事は当該申請者に、その旨を通知するものとする。

3 第1項により認定・登録された認定生産者は、その登録内容を県ホームページで公開するため、知事に届出（様式第6号）を提出するものとする。

（認証マークの表示）

第13条 要綱第9条の規定により認証マークを使用する認定生産者は、あらかじめ認証マークの使用届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（加工品の認証マーク表示）

第14条 要綱第9条第3項に規定する表示を希望する認定生産者は、別に定める適正管理規準の項目を全て満たすものとし、第5条による申請時に、次の書類を追加して提出するものとする。

- ・加工食品生産計画（加工様式第1号）
- ・適正管理規準 点検・評価シート（加工）

（実施状況の報告及び認定の更新）

第15条 要綱第10条に規定する実施状況の報告は、実績報告及び防除履歴確認報告とする。

2 前項の防除履歴確認報告は、農薬を使用している場合、出荷初期までに農薬の履歴確認と農薬残留分析に係る管理点の実施状況を、防除履歴確認報告書（様式第8号）により、知事に報告するものとする。

3 第1項の実績報告及び要綱第11条に規定する認定の更新は、1年に1回、次作の栽培開始前までに、実績報告及び生産計画書（様式第9号）により、各担当を經由し知事に報告するものとし、次の書類を添付するものとする。

（1）全ての認定生産者

（実績報告）

- ・実績報告に係る適正管理規準 点検・評価シート

（生産計画）

- ・生産計画の概要（様式第3号）

（2）特別栽培農産物の認定を受けた認定生産者

（実績報告）

- ・施肥・土づくり等に使用する資材実績（特裁様式第1号）
- ・病虫害・雑草防除等に使用する資材実績（特裁様式第2号）
- ・特別栽培農産物ガイドラインによる表示実績（特裁様式第3号）
- ・実績報告に係る適正管理規準 点検・評価シート（特別栽培農産物）

（生産計画）

- ・施肥・土づくり等に使用する資材計画（特裁様式第1号）
- ・病虫害・雑草防除等に使用する資材計画（特裁様式第2号）
- ・特別栽培農産物ガイドラインによる表示計画（特裁様式第3号）

（3）要綱第9条第3項の規定により加工品の認証マークを表示する認定生産者

（実績報告）

- ・加工食品生産実績（加工様式第2号）

・実績報告に係る適正管理規準 点検・評価シート（加工）  
（生産計画）

- ・加工食品生産計画（加工様式第1号）
- ・食品衛生法に係る営業許可証の写し（許可の更新時のみ提出）

- 4 知事は、認定の更新に当たって、適正管理規準が適切に実施されているか、認定生産者に対して現地検査を実施することができる。
- 5 知事は、前項の現地検査の結果、適正管理規準を満たさないと判断したとき、又は生産者からの改善報告が不十分であると判断したときは、審査会で認定と登録の取り消しの可否を判断するものとする。

（登録内容の変更）

- 第16条 要綱第12条に規定する登録内容の変更は、申請した生産品質管理体制（様式第2号）の内容を変更するものとする。
- 2 認定生産者は、登録内容を変更する場合は、変更届（様式第7号）を各担当を經由し、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の届出を受け付けた後、要綱第17条に規定する現地検査を実施し、届出された内容を確認することができる。

（認定の辞退）

- 第17条 認定生産者は、辞退の事情が発生した時点で、辞退届（様式第10号）を各担当を經由し、知事に速やかに提出するものとする。

（認定と登録の取消し）

- 第18条 知事は、要綱第10条第3項、要綱第11条第3項及び要綱第17条第2項に規定する取消しを行う場合、審査会で取り消しの可否を判断するものとする。
- 2 知事は、認定と登録を取り消した場合、当該認定生産者に理由を付してその旨を通知するものとする。

（業務委託）

- 第19条 要綱第18条の規定により委託できる業務は、次のとおりとする。
  - （1）要綱第8条及び要綱第17条に規定する現地検査の実施に係る業務
  - （2）第10条、第15条及び第18条に規定する審査会の開催に係る業務
  - （3）その他知事が必要と認める業務

附則 この要領は平成23年5月2日から施行する。

- 2 とくしま安<sup>2</sup>農産物認証実施要領（平成16年6月18日）は、平成24年3月31日をもって廃止する。
- 3 平成24年4月1日一部改正
- 4 平成24年12月3日一部改正
- 5 平成25年4月1日一部改正
- 6 平成28年4月1日一部改正
- 7 令和3年4月1日一部改正
- 8 令和4年4月1日一部改正
- 9 令和5年4月1日一部改正

とくしま安<sup>2</sup>農産物（安<sup>2</sup>GAP）認証制度実施要領第9条第4項に定める研修については、次のとおりとする。

- (1) 日本GAP協会及び日本生産者GAP協会が主催又は認可する研修
- (2) 農林水産省が主催又は認可する研修